

令和3年第2回長与町議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 令和3年6月1日

本日の会議 令和3年6月9日

招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 八木亮三議員	2番 松林敏議員	3番 西田健議員
4番 浦川圭一議員	5番 中村美穂議員	6番 安部都議員
7番 内村博法議員	8番 安藤克彦議員	9番 金子恵議員
10番 岩永政則議員	11番 堤理志議員	12番 河野龍二議員
13番 吉岡清彦議員	14番 竹中悟議員	15番 西岡克之議員
16番 山口憲一郎議員		

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 富永正彦君	議事課 長 青田浩二君
係 長 江口美和子君	主 査 山田傑君

説明のため出席した者

町 長 吉田愼一君	副 町 長 鈴木典秀君
教 育 長 勝本真二君	総 務 部 長 日名子達也君
企 画 財 政 部 長 森川寛子君	建 設 産 業 部 長 山口新吾君
住 民 福 祉 部 長 栗山浩二君	健 康 保 険 部 長 志田純子君
水 道 局 長 田中一之君	教 育 次 長 山本昭彦君
秘 書 広 報 課 長 中村元則君	

本日の会議に付した案件・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

閉会 10時05分

令和3年第2回長与町議会定例会  
議事日程（第4号）

令和3年6月9日（水）  
午前9時30分 開議

日程	議案番号	件名	備考
1	34	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	※総務
2	35	長与町手数料徴収条例の一部を改正する条例	※総務
3	37	令和3年度長与町一般会計補正予算（第1号）	※総務 ※産業
4	38	令和3年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）	※総務
5	—	議員派遣の件	
6	—	委員会の閉会中の継続審査・継続調査申し出	

※付託された委員会

### ○議長（山口憲一郎議員）

皆さんおはようございます。委員会審査、大変お疲れさまでした。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1、議案第34号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。日程第2、議案第35号長与町手数料徴収条例の一部を改正する条例の2件を一括議題といたします。

ただいま一括議題としています議案について、委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

### ○9番（金子恵議員）

皆様おはようございます。それでは、令和3年第2回定例会におきまして総務厚生常任委員会に付託されました議案第34号、第35号の審査結果について報告いたします。

審査日は令和3年6月4日。まず、付託されました議案第34号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして報告いたします。委員全員出席の下、説明員として関係所管課管理職、その他関係職員を招き審査を行いました。提案理由の主な内容は、今回の改正は、国が創設している農地利用最適化交付金の制度を利用して、農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬を上乗せ支給ができるようにするための条例改正。農業委員、推進委員が日々の活動の中で、農地利用の最適化に資する活動を行った場合に、その活動及び成果に対し交付金が交付され、その交付金を財源として各委員の報酬にそれぞれの実績に応じた額の加算を行い支給するもの。附則として公布日から施行し、改正後の規定は令和3年4月から適用する。以上の説明がありました。主な質疑として、質疑、農地利用活性化について具体的な活動事例があるかに対し、地域の農地を見回り荒れた農地がある場合、所有者に「誰かに貸すことで耕作をしてはどうか」、逆に担い手の方に「借り受けて耕作しないか」などの声掛けや意向の確認を行い、遊休農地を減らすことなどが期待されることでのことでした。次に、農業委員、農地利用最適化推進委員が最適化のために活動することは本来の業務である。敢えて加算をするのはなぜかという質疑に対し、活動に合わせ加算するという国の制度を活用し行う考え方であるとの答弁がなされました。質疑、元々の報酬を上げてはどうかという質疑に対し、報酬条例により全庁的に定めている。農業委員会のように独立し、年額で払っている委員会がほかにもあるなど、報酬を上げるにも算定基準が難しいところである。また、国の後押しで交付金制度ができた。活動量に対し上乗せする、業務に見合う適切な報酬を支払うことが適正という一定の指針も出されている。次に、今回の補正予算は今年度の上乗せ分か、予算不足にならないのかという質疑に対し、全委員が毎月活動した場合の交付金の上限額7,000円で計上しているが、流動的である。成果実績については計上していない。今後必要な場合は補正予算で対応したいとの答弁でございました。主な質疑は以上のとおりで、慎重に審査した結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第35号長与町手数料徴収条例の一部を改正する条例につきまして報告いたします。提案理由の主な内容は、デジタル社会形成基本法案及び関係法律の施行に伴い、各地方自治体の条例として制定している個人番号カードの発行手数料が令和3年9月1日の法施行以降、国の事務として地方公共団体情報システム機構、通称J-LISにより行われるものとして明確化されることから所要の改正を行うもの。変更点は長与町手数料徴収条例の別表中48番目の項「個人番号カード再交付手数料1件800円」を削除し、後続の項を繰り上げる。附則では施行日を令和3年9月1日からとしている。以上の説明がありました。慎重に審査した結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。以上、報告を終わります。

#### ○議長（山口憲一郎議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第34号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第35号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第34号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第1、議案第34号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第35号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第2、議案第35号長与町手数料徴収条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第37号令和3年度長与町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。ただいま議題としています議案について、委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

○9番（金子恵議員）

では、総務厚生常任委員会に付託されました議案第37号令和3年度長与町一般会計補正予算（第1号）につきまして審査結果の報告をいたします。提案理由の主な内容は、今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億139万円を追加して、補正後の総額を145億2,452万2,000円とするもの。歳入の主なものは、14款国庫支出金では地方創生交付金132万7,000円の増額、新型コロナウイルスワクチン接種体制の確保に係る4,702万8,000円を計上。15款県支出金では骨髄等移植ドナー支援金として7万円を計上。18款繰入金は財政調整基金繰入金として3,461万4,000円を計上。歳出の主なものは、2款総務費、庁舎施設整備改良工事費として149万8,000円を計上。3款民生費、低所得の子育て世帯、これはひとり親世帯を除きますが、特別給付金4,100万円など、総額4,583万3,000円を計上。4款衛生費、感染予防費として343万8,000円、委託料として2,297万6,000円を計上。以上の説明がありました。主な質疑といたしまして、総務部関係では、庁舎施設整備改良工事費の内容は何かの質疑に対し、新型コロナ感染症予防対策として庁舎内トイレ蛇口31基全てを自動水栓に交換するとの答弁がなされました。また、住民福祉部関係では、直近で収入が減少したひとり親以外の世帯や高校生のための養育世帯など、中には今回の低所得者給付金を知らない人がいると思うが、どのように対応するのかという質疑に対し、高校生のための住民税非課税の対象者には申請書を郵送するように検討している。それ以外の人には広報による周知を行っていくとの答弁がなされました。また、支給決定後、どのくらいで入金になるのかという質疑に対し、月末締め切りで翌月の振り込みになるとの答弁がありました。次に健康保険部関係では、今回の国庫補助金はいつまでの分になるのかという質疑に対し、概ね9月までの分になるとの答弁でした。骨髄等移植ドナー助成費が計上された理由は何かという質疑に対しては、長崎県の移植ドナー支援補助金が令和3年度から始まった。本町でも助成制度を立ち上げることになったとの答弁がなされています。主な質疑は以上のおりで、慎重に審査した結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。以上、報告を終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

これから総務厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

続けて報告を求めます。

産業文教常任委員長。

○12番（河野龍二議員）

それでは、産業文教常任委員会に付託された議案の審査結果について報告いたします。付託されました議案第37号令和3年度長与町一般会計補正予算（第1号）産業文教常

任委員会付託分は、令和3年6月4日委員全員出席の下、説明員として関係所管管理職並びに職員を招き審査を行いました。提案理由の主な内容は、建設産業部は、第2表債務負担行為は都市計画道路西高田線踏切拡幅工事のJR施工分について基本協定を結ぶにあたり、令和4年度までの2か年について債務負担行為を行うもの。第3表地方債補正は国の内示により道路橋りょう事業の起債限度額の変更。商工費では長与町サテライトオフィス開設支援事業補助金3,500万円を計上。道路維持費では工事請負費で定林橋側道橋工事6,200万円を計上。教育委員会ではGIGAスクールのタブレット端末用学習アプリソフトウェア使用料を小学校5校分、中学校3校分。また、地域運動部活動事業委託料102万8,000円を計上。農業委員会では国の交付金を活用し、農業委員、農地利用最適化推進委員の報酬を活動実績に合わせ上乘せ支給するため168万円を計上との説明を受け、審査を行いました。主な質疑では、建設産業部では、サテライトオフィスとはに対し、新型コロナウイルス感染拡大の中、事業所の本社、支社とは別にオフィスを設置し、テレワーク業務ができる場所である。質疑、公募とのことだがオフィスを構えようとする事業所があるのかに対し、昨年度より2、3件の相談がある。質疑、公募要領の中に開設後2年以内に長与町に住民票がある新規正規雇用者を1名以上雇用することとあるが、補助の対象になったあとではないのかに対し、補助決定後の確認とはなるが、誓約書の提出をもって決定するようにしている。質疑、一般会計からも1,680万円の負担がある。どのような効果を期待しているのかに対し、これまで企業誘致がなかったが、サテライトオフィスが企業誘致のきっかけになればと期待している。質疑、高齢者就業機会確保事業費補助金で、シルバー人材センターの規則の改定との説明だが内容はに対し、事務局長の給与が増額になったのが理由。質疑、定林橋工事の完成はいつかに対し、今年度末完成を予定している。質疑、既に当初の計画より遅れている。今年度末の完成ができるのかに対し、杭打ち工事は10月から工事に入り2月までには完成させたい。上部工については工場製作なので不透明であるが、3月末完成を目途に努力をしていきたい。質疑、高田踏切の拡幅工事発注はいつの予定かに対し、JR受託工事分の協定締結を7月中に予定している。教育委員会では、質疑、地域運動部活動事業委託料の委託先はに対し、NPO法人長与スポーツクラブへ委託する。委託の内容はに対し、文部科学省から土日の部活動を地域に移行するよう示されている。土日、祝日について委託先で指導を行ってもらおう。質疑、活動内容はに対し、同じ部活動の生徒を一堂に会し指導する形を考えている。質疑、ソフトウェア使用料は今後も発生するのかに対し、今回は試験的な導入で有効性が確認されれば受益者負担も考えていきたい。農業委員会では、農業委員、農地利用最適化推進委員の報酬引き上げは農地の最適化など実績に応じてとの説明だが実績はあるのかに対し、農地法の改正で農地利用の最適化の推進に関する業務が追加され、これまでも業務を行ってきたが、さらに活動を推進するため報酬を加算する。質疑、今回の増額分で活動に対する報酬は足りるのかに対し、交付金の上限額が決まっており、活動に対する上限額で計上している。以上の

ような質疑が行われ、全会一致で可決すべきものと決しました。以上、報告いたします。

○議長（山口憲一郎議員）

これから産業文教常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから議案第37号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

私は議案第37号について賛成の立場から討論いたします。今議案令和3年度一般会計補正予算（第1号）2億139万円ですが、低所得世帯に対する子育て生活支援給付金や予防接種委託料など新型コロナウイルス感染症関連で緊急に実施すべき事業や、地元住民から早期完成が望まれている定林橋側道橋工事費が含まれており、歳入面も国及び県からの補助金が十分に充てられており、総合的には承認、執行すべきものと考えます。しかしながら産業振興課所管の労務費、高年齢者就業機会確保事業補助金51万8,000円については、本町と時津町で運営費補助を行っている公益社団法人長与・時津シルバー人材センターの事務局長へ本町役場を定年退職した職員を就任させるにあたり、前年度までは17万5,500円だった報酬を20万4,160円と15%以上も引き上げて、公民館長等へ再任用する職員と同等にするという給与規程変更の分と説明を受けましたが、これでは本来、行政機関の一部ではない社団法人を役場職員の天下り先となり得るように恣意的に税金を投入したものと受け取られかねず、町民の理解は得られないものと考えます。本来、係る補助金を規程に従って按分すべき時津町がこの報酬増額分については支出せず、全額、本町が出すという点も2町で公正に運営補助を行うべき施設への補助金の在り方として極めて不自然で、4月に就任している事務局長へ既に支払われている報酬を事後に予算計上する形と言える点も事実上の予算の承認前執行に当たるとも考えられます。このように税金を職員の退職後の安定のために安易かつ恣意的に運用するかのような姿勢を改めることを強く求めますが、全体につきましては、特に低所得の子育て世帯への給付事業の迅速的確な実施を求めた上で賛成といたします。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

議案第37号について賛成の立場で討論いたします。全体的には子育て支援、ワクチン接種に関するもの、また完成が遅れている定林橋歩道橋の整備など喫緊に対応すべき

事案に係るものが計上されており、速やかな対応を期待したいと思っております。また、今回の補正予算審査の中で活発に議論が行われたシルバー人材センターへの補助金増額について、私なりの解釈と申しますか、見解を述べさせていただきます。本町職員の60歳定年退職後の再雇用は、基本的には年金満額支給時の65歳到達後の3月末をもって雇用契約が終了されると聞いております。現状では65歳以前に厚生年金などの受給年齢を迎え、国民年金を除く一部年金の受給が開始されますと、給与月額が減額される仕組みになっていると聞いております。今回、本町退職職員の新たな再雇用先としてシルバー人材センターへの任用と、それに伴う報酬の増額分に係る補正予算が提案され、審査がなされたところであります。新たな退職者の雇用について報酬を引き上げるのはおかしいのではないかなど疑問を呈する厳しい意見が交わされておりました。再雇用を希望する定年退職者の65歳までの雇用については、一定、町の責任が求められるものと理解しております。その上で、公共施設の管理委託など多くの業務委託の委任先であるシルバー人材センターに雇用を求めたことは何ら問題があることとは思っておりません。また、報酬の増額に合わせた補助金の増額補正については、新たな退職者の雇用に対する給与増額分だという趣旨で説明がされていましたが、もう少し丁寧な説明がいただければよかつたのかなと思っております。私の理解では、冒頭申し上げたとおり3月までの再雇用職員が年金の一部受給者であり、給与の減額対象者で給与月額が減額されていたものを本来の給与月額に戻す増額補正だと理解をしており、私自身、適正な提案と思っております。以上のことから、異を唱える提案部分もなく賛成討論といたします。

#### ○議長（山口憲一郎議員）

次に、反対討論はありますか。

次に、賛成討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第3、議案第37号令和3年度長与町一般会計補正予算（第1号）を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第38号令和3年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。ただいま議題としています議案について、委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

#### ○9番（金子恵議員）

それでは、議案第38号令和3年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして審査結果の報告をいたします。提案理由の主な内容は、今回の補正は保険事業勘定において既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億68万9,000円を追加し、補正後の総額を2億9,436万4,000円とするもの。歳入の主なものは、3款保険者機

能強化推進交付金417万7,000円は、高齢者の自立支援、介護予防、重度化防止及び給付費適正化に資する取り組みに対する交付金の額の確定。介護保険保険者努力支援交付金459万5,000円は、総合事業包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業及び認知症総合支援事業に係る取り組みに対する交付金の額の確定。7款介護給付費準備基金繰入金は、保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の確定に伴い、その受け入れ額を地域支援事業に充当するため、今回の歳出補正予算計上額との差額分708万3,000円を減額するもの。次に歳出の主なものは、3款地域支援事業の介護予防・生活支援サービス事業費、一般介護予防事業費は、介護保険保険者努力支援交付金を当該事業費に充当することによる財源組み替え。包括的支援事業・任意事業費の地域包括支援センター運営費は、職員の出産、育児休業による代替職員に係る人件費、通勤費と保険者機能強化推進交付金充当による財源組み替え。包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費などは、保険者機能強化推進交付金及び介護保険者努力支援交付金の充当により財源組み替え。以上の説明がありました。主な質疑として、保険者機能強化推進交付金は一般会計に組み換え、ほかの福祉事業などにも使えるとなっているが何か考えているのかという質疑に対し、現在検討中である、他自治体を参考にするという答弁がなされました。主な質疑は以上のとおりで、慎重に審査した結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。以上、報告を終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第4、議案第38号令和3年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。会議規則第129条の規定により、お手元に配布のとおり議員を派遣したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがってお手元に配布のとおり議員を派遣することに決定しました。

日程第6、委員会の閉会中の継続審査、継続調査申し出を議題とします。

産業文教常任委員長、議会運営委員長、議会広報広聴常任委員長から目下、委員会において審査、調査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配布のとおり、閉会中の継続審査、継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査、継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査、継続調査とすることに決定しました。

以上で、今期定例会に付議されました議案の審議は全部終了しました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、今期定例会において議決された案件につきまして、字句、数字、その他軽微な整理を要するものがあつた場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがってこれら整理を要するものにつきましては、議長に委任することを決定しました。

閉会に当たり町長から発言の申し出がありますので、許可します。

吉田町長。

#### ○町長（吉田慎一君）

それでは閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。去る6月1日に開会をしていただきました令和3年第2回長与町議会定例会は、本日までの9日間の会議でございましたけれども、本当に皆さん方には大変お疲れさまでございました。本定例会では、9名の議員の皆様から御質問をいただきました。町政発展の立場から御指摘、御指導を賜りましたことを心から感謝申し上げます。また、各議案につきましても慎重に御審議を賜り、御決定をいただきましたことに重ねて感謝申し上げます。これら決定をいただきました議案につきましては、この予算を的確に執行するなど、効率的かつ成果を重視した行財政運営に努めていく所存でございます。さて、長崎県では例年より早い梅雨を迎えまして大雨、台風などの自然災害が起こりやすい季節となっております。避難所の開設につきましては、災害協定を締結いただきました各事業所との連携を図りながら、感染症対策などにも万全の対策を講じていく所存でございます。また、今始まっておりますコロナワクチン接種につきましては、医療機関の皆様方と連携を図りながら計画的にスピーディーに進めてまいりたいと思っております。朝夕には寒暖もあり体調を崩しやすい季節であります。議員各位におかれましては御自愛をいただき、益々の御活躍を御祈念申し上げ、閉会に当たつての挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

○議長（山口憲一郎議員）

これにて会議を閉じます。

これで令和3年第2回長与町議会定例会を閉会します。皆様お疲れさまでした。

（閉会 10時05分）